

## 自動販売機設置事業者募集要項

由利本荘警察署では、県有施設に飲料水等自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

### 1 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を締結し、誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。
- (8) 落札者決定の後、（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶことができる者であること。

### 2 入札に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積

設置公所	設置（貸付）場所	台数	位置図	貸付面積
由利本荘市中町27番地 由利本荘警察署	<b>物件番号①</b> 犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機 (由利本荘警察署1階ロビー)	1	別紙「位置図」のとおり	1.25㎡
由利本荘市中町27番地 由利本荘警察署	<b>物件番号②</b> 犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機 (由利本荘警察署1階ロビー)	1	別紙「位置図」のとおり	1.25㎡
にかほ市象潟町字入道島15番地8 にかほ幹部交番	<b>物件番号③</b> 犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機 (にかほ幹部交番1階風除室)	1	別紙「位置図」のとおり	1.92㎡

※ 貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（自動更新なし）

3 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月20日（金）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間とします。

(2) 提出場所

〒015-0817 由利本荘市中町27番地  
由利本荘警察署 会計課

(3) 提出書類（提出部数各1部）

提出書類		法人	個人
①	入札参加申込書	○	○
②	住民票及び身分証明書（市町村発行のもの）		○
③	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	○	
④	誓約書（設置実績を確認できる書類添付）	○	○
⑤	印鑑証明書	○	○
⑥	秋田県税の滞納の無い旨の証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカタログ	○	○
⑧	秋田県内に本店、支店又は営業所を有することが確認できる書類	○	○

※ ②、③、⑤、⑥については、原則発行後3ヶ月以内の原本としますが、他の県有施設の入札へも参加する場合は、写しでも可とします。

※ ⑧の書類例：会社の組織図やパンフレット等。なお、履歴事項全部証明書に記載されている場合、提出の必要はありません。

(4) 提出方法

郵送、メール又は持参してください。ただし、郵送の場合でも3(1)の期間に必着とします。

4 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月16日（月）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 質問書の提出方法

4(1)の期間に、メールやFAX等で提出してください。

(3) 質問者への回答

質問者に対し個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令

和8年2月18日（水）までに由利本荘警察署ホームページに掲載します。

5 入札参加資格の確認等

上記3(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月24日(火)までに、申請者に結果をFAX等により連絡します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取消します。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

物件番号	入札日	入札時間
①	令和8年3月3日(火)	午後1時30分
②	〃	午後1時50分
③	〃	午後2時10分

(2) 場所

由利本荘市中町27番地 由利本荘警察署 4階 大会議室

7 契約

落札者決定後、5日以内に、落札した者と県有財産賃貸借契約を締結します。

なお、契約書は設置区画毎に作成します。

8 協定締結（犯罪被害者支援募金付自動販売機）

落札者決定後、速やかに、(公社)秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶこととし、募金の額は、売上げの5%以上とします。さらに当該機器において、その旨をステッカー等で周知してください。

9 問合せ先

〒015-0817 由利本荘市中町27番地

由利本荘警察署 会計課

TEL・FAX 0184-23-4111

## 県有財産賃貸借契約書(標準)

貸主 由利本荘警察署長 田口 暁(以下「甲」という。)と借主 ○○○○ ○○○○(以下「乙」という。)とは、次の条項により県有財産の賃貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(賃貸借物件)

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

設置公所	設置(貸付)場所	台数	位置図	貸付面積
○○○	物件番号○ 犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機 (○○○○1階○○)	1	別紙「位置図」のとおり	○○㎡

※ 貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含む。

(指定用途等)

第3条 乙は、賃貸借物件を自動販売機設置の用途(以下「指定用途」という。)に自ら供しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙の「自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」を遵守しなければならない。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(契約更新等)

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新(更新の請求)は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は、金○○○○円(うち消費税額及び地方消費税相当額○○○○円)とする。

2 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料総額に基づき日割計算により算定した額とする。

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は、甲の発行する納入通知書により、前条に規定する賃貸借料を年度ごとに甲に支払うものとし、各年度の支払額は次のとおりとする。

年度	支払額	うち消費税及び地方消費税相当額
令和8年度	○○○, ○○○円	○○, ○○○円
令和9年度	○○○, ○○○円	○○, ○○○円
令和10年度	○○○, ○○○円	○○, ○○○円

(注 初年度以外の支払額は、賃貸借料を賃貸借期間の総月数で除し、1円未満の端数を切り捨てた額に各年度の月数を乗じた額とし、初年度の支払額は、賃貸借料から初年度以外の

支払額の合計額を差し引いた額とする。)

(電気料等及びその支払)

第8条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)を甲の指示するところにより乙の費用で設置するものとする。

2 甲は、前項のメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、秋田県が別に定める算出方法により、電気料を計算するものとする。

3 乙が第1項に規定する電気使用量を計測するメーターを設置しない場合は、甲が別途定める方法により電気料を算定するものとする。

4 乙は、甲の発行する納入通知書により、納期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

(費用負担)

第9条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 前条第1項に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。

(賃貸借物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又はその他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対し目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完、既往の賃貸借料の減額及び損害賠償の請求をすることができない。

(転貸の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(物件保全義務等)

第13条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 乙は賃貸借物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負わなければならない。

(委託の禁止)

第14条 乙は、甲の承認を得ないで本契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

(通知義務)

第15条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第16条 甲は、設置された自動販売機並びに当該自動販売機で販売する商品及び当該自動販売機内の金銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第17条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。

この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第18条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 第3条に定める義務に違反したときは、違反時の賃貸借物件の時価の3割に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、違反時の賃貸借物件の時価の1割に相当する金額

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第24条に定める損害賠償の予定又はその一部としない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、賃貸借物件を県又は公共団体において、公共用、公用又は県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、第4条に規定する賃貸借期間にかかわらず、本契約を解除することができる。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除できる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(賃貸借物件の返還及び返還時の補償)

第21条 賃貸借期間が満了したとき又は前条の規定により本契約の解除があったときは、乙は、甲の指定する期日までに、賃貸借物件をその所在する場所において甲に返還しなければならない。

2 乙は、第19条第1項及び第3項の規定により賃貸借物件を返還することとなったときは、返還に関していかなる名目があっても甲に対して求償することができない。

(原状回復義務)

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

ただし、甲が適当と認めたときは、この限りでない。

(1) 乙の責に帰する事由により、賃貸借物件を滅失又はき損したとき。

(2) 前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

2 乙は、前項の規定により賃貸借物件を原状に回復するときは、甲の指示によるものとし、甲の指定する県職員の検査を受けなければならない。

(賃貸借料の清算)

第23条 甲は、第19条第2項の規定により本契約が解除された場合に限り、当該年度の未経過期間にかかる賃貸借料を返還するものとし、賃貸借期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって算定し、なお、その期間が1月未満であるとき又は1月未満の端数があるときは日割りをもって算定した額とする。

(損害賠償)

第24条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときはその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第19条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対しその補償を請求できないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第25条 乙は、第21条の規定により賃貸借物件を返還するときは、乙が賃貸借物件に支出した必要費及び有益費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求することができない。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第26条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴えの管轄は、由利本荘警察署を管轄区域とする秋田地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸主 甲 由利本荘市中町27番地  
由利本荘警察署長 田口 暁

借主 乙

委 任 状

令和 年 月 日

あて先 由利本荘警察署長 田口 暁

住 所

商号又は名称

氏 名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任いたします。

住 所

氏 名

印

記

- 1 飲料水等自動販売機の設置場所貸付（下記内訳）についての、一般競争入札に関する一切の行為。

物件番号	設置公所名	設置箇所

# 入 札 書

令和 年 月 日

契約担当者 由利本荘警察署長 田口 暁

代表者が 入札する 場合	住所 商号又は名称 氏名	印
代理人 が 入札する 場合	代理人氏名 委任者の 商号又は名称	印

下記自動販売機の設置場所貸付の賃貸借料として次のとおり入札します。  
記

入札に付する事項	(物件番号： ) 飲料水等自動販売機の設置場所貸付
入札金額	¥ _____ (税抜き) <u>※入札金額は、賃貸借期間の総額です</u>
入札保証金	免除

備考 当該金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が入札価格です。